

中華人民共和國税関総署令 第 130 号

『中華人民共和國税関 保税物流センター（B 型）に関する暫定管理規則』はすでに 2005 年 6 月 6 日署務会議を通過し、ここに予め公布するとともに、2005 年 7 月 1 日より施行する。

署長 牟新生

二〇〇五年六月二十三日

中華人民共和國税関の保税物流センター（B 型）に関する暫定管理規則

第一章 総 則

第一条 現代国際物流業の発展に適応し、税関の保税物流センター（B 型）及びその入出貨物の管理と保税倉庫保管物流企業の経営行為を規範するため、『中華人民共和國税関法』と国家関連法律、行政法規に基づき、本規則を制定する。

第二条 本規則全てで称する保税物流センター（B 型）（以下「物流センター」と称する。）は税関の批准を通して、中国国内の企業法人一社が経営し、多数の企業が進入して保税倉庫保管物流業務に従事する税関集中管理・監督場所を指す。

第三条 以下の貨物は、税関の批准を通して物流センターに保管することができる。

- （一） 国内輸入貨物
- （二） 中継貨物と国際トランスファー貨物
- （三） 外商暫定保管貨物
- （四） 加工貿易輸出入貨物
- （五） 国際航行船舶と航空器に提供する物品材料、メンテナンス用部品
- （六） メンテナンスに提供する外国製品の輸入販売輸送部品
- （七） 通関手続きを完了していない一般貿易輸入貨物
- （八） 税関の批准を通じたその他の通関手続きを完成していない貨物。

センター内の企業は税関が批准する保管貨物範囲と商品種類により保税物流業務を展開しなければならない。

第二章 物流センターの設立

第一節 物流センターの設立

第四条 物流センターの設立は以下の条件を具備しなければならない。

- （一） 物流センターの倉庫保管面積は、東部地区は 10 万平方メートル以上、中西部地区は 5 万平方メートル以上であること。

- (二) 税関の物流センターの管理・監督企画の建設要求に合致すること。
- (三) 場所は港、空港に近く、陸路交通の要であり、及び内陸国際物流需要量が比較的大きく、交通の便がよい、税関機構がある税関集中管理・監督に便利な場所を選択すること。
- (四) 省級人民政府の認定を通して、地方経済発展の総体分布に合致し、加工貿易発展の保税物流需要を満足すること。
- (五) 税関管理・監督要求に合致するコンピューター管理システムを確立し、税関検閲データを提供する端末装置を提供するとともに、税関規定の認証方式とデータ標準に基づき、「電子口岸（通関）」作業を通して税関とインターネットでつなぎ、税関の統一作業における国税、外貨管理などの部門とのデータ交換、及び情報の相互享受の実現を便利にすること。
- (六) 税関管理・監督の要求に合致する安全隔離施設、映像監督制御システムなどの管理・監督、事務施設を設置すること。

第五条 物流センターの経営企業は以下の資格条件を具備しなければならない。

- (一) 工商行政管理部門を通じた登記登録は、独立の企業法人資格を有すること。
- (二) 登記資本が 5000 万 RMB 以上であること。
- (三) センター内の企業に対する日常管理能力を有すること。
- (四) 税関と共同で物流センターの貨物の入出とセンター内企業の経営行為を管理・監督する能力を有すること。

第六条 物流センターの経営企業は以下の責任と義務を有する。

- (一) 設立する管理機構は物流センターの日常管理作業の責任を負うこと。
- (二) 税関法及び関連管理規定を遵守すること。
- (三) 国家土地管理、企画、消防、安全、品質検査、環境保護などの方面の法律、行政法規及び関連規定を遵守すること。
- (四) 完全な物流センターの管理制度を制定し、税関と共同で入出する物流センターの貨物及びセンター内の企業の管理・監督を実施すること。

物流センターの経営企業は本物流センター内において直接保税倉庫保管物流に関する経営活動に従事してはならない。 **第七条** 物流センターを設立申請する企業は、直属の税関に書面で申請し、企業印章を捺印した以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 省級人民政府意見書（FS 研究報告を添付する）
- (三) 企業規約のコピー
- (四) 企業の法人営業許可証のコピー
- (五) 法定代表人の身分証明コピー
- (六) 税務登記証のコピー
- (七) 会計師事務所が発行する資格検査報告などの資格信用証明書
- (八) 物流センターが使用する土地所有権の合法証明及び地理位置図、平面計画図。

第八条 物流センター内に倉庫、積上場所や税関管理・監督作業区だけを設立できる。商業性消費施設を設立してはならない。

第九条 物流センターを設立する申請は直属の税関が受理し、税関総署に報告し審査批准を得る。企業は税関総署が企画・建設を行う物流センターの文書を批准した日から 1 年以内に税関総署の申請検収を行い、税関総署は同省級税務、外貨管理総局などの部門或いは授權を委託された機構と共同で本規則の規定に基づき審査検収を行う。物流センターの検収合格後、税関総署は物流センターの経営企業に「保税物流センター（B 型）検収合格証書」（様式は付属 1 を参照する）と「保税物流センター（B 型）登記登録証書」（様式は付属 2 を参照する）を発行し、標識（様式は付属 5 を参照する）を授与する。物流センターの検収合格後、当人は関連企業を展開することができる。

第十条 物流センターの設立批准を得た企業は正当な理由により期日に基づき検収を申請しない場合、税関総署の同意を通して検収を延期することができる。物流センターの設立批准を得た企業は正当な理由がなく期日を過ぎても検収を申請しない、或いは検収に合格しない場合、その物流センターの申請を撤回したと見なす。

第二節 センター内企業の設立

第十一条 センター内企業は以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 独立した法人資格或いは特殊情況においてセンター外企業の支部機構を有すること。
- (二) 独立法人資格を有する企業の登記資本は最低 500 万 RMB とすること。企業の支部機構に属する場合、当該企業の登記資本は 1000 万 RMB 以上とすること。
- (三) 税関への税金納付とその他の法律義務を履行する能力を有すること。
- (四) 税関の管理・監督要求に合致するコンピューター管理システムと税関とのインターネット接続を確立すること。
- (五) 物流センター内において、専門的に税関管理・監督貨物の保管場所を有すること。

第十二条 企業の物流センターへの進出申請は所在地主管税関に書面申請を提出し、企業印章を捺印した以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 申請書（様式は付属 3 を参照する）
- (二) 企業内部管理制度
- (三) 企業法人営業許可証のコピー
- (四) 法定代表人の身分証明コピー
- (五) 税務登記証のコピー
- (六) 株権の構造証明書（合資、合作企業）と投資主体となる各者の登記登録文書のコピー
- (七) 口座開設銀行証明のコピー
- (八) 会計事務所が発行した資格検査報告などの資格信用証明書
- (九) 物流センター内の賃貸倉庫位置図、倉庫分布図及び賃貸承認合意書
- (十) 通関団体の通関登記登録証書。

第十三条 主管税関が受理した後、直属税関が審査批准する。直属税関は批准する企業に対して「中華人民共和国税関保税物流センター（B 型）企業登記登録証書」（様式は付属 4 を参照する）を発行する。

第三章 物流センターの経営管理

第十四条 物流センターは転貸や、他人の経営の転借により行うことはできない。支部センター設置してはならない。

第十五条 センター内の企業は以下の業務を展開することを許可する。

- (一) 輸出入貨物及びその他の通関手続きを完了していない貨物の保税保管
- (二) 全ての保管する貨物に対する流通性簡単加工と増値サービスの展開
- (三) 全世界での買付けと国際調達、配送
- (四) 中継貿易と国際トランスファー業務
- (五) 税関の批准を通じたその他の国際物流業務。

第十六条 センター内の企業は中心内で以下の業務を展開してはならない。

- (一) 商業小売

- (二) 生産と加工製造
- (三) メンテナンス、再生と解体
- (四) 国家禁止の輸出入貨物、及び公共安全、公共衛生或いは健康、公共道徳或いは秩序を危害する国家制限の輸出入貨物に関する保管
- (五) 法律、行政法規が明確に規定する保税政策を享受できない貨物。
- (六) その他の物流センターと関係のない業務。

第十七条 物流センターの経営企業及びセンター内の企業責任者やその作業者は、税関関連法律・行政法規を熟知し、税関管理・監督規定を遵守しなければならない。

第四章 税関の物流センター及びセンター内の企業に対する管理・監督

第十八条 税関はインターネットによる管理・監督、映像による監督制御、実地検査などの方式により物流センターに入出する貨物、物品、輸送ツールなどの動態管理・監督を実施する。

第十九条 税関は物流センター及びセンター内の企業に対してコンピューターインターネット管理・監督を実施する。物流センター及びセンター内の企業は税関管理・監督の要求に合致するコンピューター管理システムを確立し税関インターネットと結合し、完全に実際の貨物の完全に事実に基づく貨物の搬入、搬出、転化、電子データの保存を形成し、税関が関連業務のデータの調査、統計、収集、交換、審査などの管理・監督作業を展開することを保証しなければならない。

第二十条 主管税関は映像監督制御システムを通して物流センターの遠隔制御を実施する。

第二十一条 「保税物流センター（B型）登記登録証書」の有効期限は3年とする。

物流センター経営企業は毎回「保税物流センター（B型）登記登録証書」の有効期限30日前に直属税関に延期審査申請手続きを行わなければならない。

物流センター経営企業の延期審査手続きには、企業印章を捺印した以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 会計師事務所を通して審査した本年度の資産負債表と損益表のコピー
- (二) 工商行政管理部門を通して本年度の年間検査の合格ラベルを添付した営業許可証及び企業法人の営業許可証写しのコピー
- (三) 税関が要求するその他の説明資料。

審査に合格した企業には3年間の延期を許可する。

第二十二条 物流センターが経営団体名称、住所、倉庫保管面積などの事項を変更する必要がある場合、直属税関が税関総署に報告して審査批准を得る。その他の事項についての変更は、その直属の税関に報告し記録する。

第二十三条 センター内の企業が関連事項を変更する必要がある場合、主管税関が受理したあと直属税関に報告し審査批准を行う。

第二十四条 物流センターの経営企業は、正当な理由がなく連続して1年業務を展開しない場合、物流センターの設立申請を撤回したと見なされる。直属税関によって税関総署に報告し取り消し手続きを行うとともに、標識と「保税物流センター（B型）検収合格証書」を回収する。

物流センターの経営企業は、理由があつて業務を終止する場合、物流センターの経営企業は直属税関に書面で申請を提出し、税関総署の審査批准を通して、取消し手続きを行うとともに標識と「保税物流センター（B型）検収合格証書」を返却する。

第二十五条 センター内の経営企業が正当な理由がなく連続6ヶ月業務を展開しない場合、保税物流センターの進入申請を撤回したと見なし、主管税関は直属税関に報告して取消し手続きを行うとともに「保税物流センター（B型）検収登記登録

証書」を回収する。

第二十六条 物流センター内の貨物保税保管期限は 2 年とする。確かな正当理由がある場合、主管税関の同意を得て延長することができ、特殊情況を除き、延長は 1 年を超えてはならない。

第五章 税関の物流センターに入出する貨物についての管理・監督

第一節 物流センターと国外間で入出する貨物

第二十七条 物流センターと国外間で入出する貨物は、物流センターの主管税関で関連手続きを行わなければならない。物流センターと港が同一主管税関でない場合、主管税関の批准を通して、港の税関で関連手続きを行うことができる。

第二十八条 条物流センターと国外間で入出する貨物は、輸出 被動割当額管 理と中華人民共和国が参加する或いは締結する国際条約及び国家が別に示す明確な規定を実行するほか、輸出入割当額、許可証管理を実行しない。

第二十九条 国外から物流センター内に入出する貨物についての関税と輸入環節税関徴税は、以下の規定に基づき手続きを行う。

- (一) 本規則第三条に列挙する貨物を保税とすること。
- (二) センター内の企業が輸入する自用事務用品、交通、輸送ツール、生活消費用品など、及び企業が物流センター内で展開する総物流サービス事務所に必要な輸入機器、積降設備、管理設備などは、輸入貨物の関連規定と税收政策に基づき関連手続きを行うこと。

第二節 物流センターと国内間で入出する貨物

第三十条 物流センターの貨物が税関区域を越えて受取られる場合、物流センターの主管税関で手続きを行うことができ、税関のその他の規定に基づき関連手続きを行うこともできる。

第三十一条 センター内の企業は主管税関の批准に基づく必要があり、ロットに分けて貨物を入出することができるとともに、税関規定に基づき月ごとに集中通関するが、集中通関は年度を越えて手続きしてはならない。

第三十二条 物流センターの貨物を国内に進入させることは輸入と見なし、貨物の実際貿易方式と実際状態に基づき輸入通関手続きを行う。貨物が許可証管理商品に属する場合、企業は税関に有効な許可証を提出しなければならない。集中通関を申告する輸出入貨物は、毎回、貨物の輸出入するとき税関が申告を受け取った日に実施する税率、レートを適用しなければならない。

第三十三条 貨物を国内から物流センターに進入させることは輸出と見なし、輸出通関手続きを行う。輸出関税を納付する必要がある場合、納税規定に基づかなければならない。許可証管理に属する商品は、税関に有効な輸出許可証を提出しなければならない。国内から物流センターに輸送搬入する元輸入貨物は、国内の出荷元が税関に輸出通関手続きを行い、主管税関の検査を通す必要がある。すでに納付した関税と輸入環節税関徴税は返却しない。法律、行政法規は別に規定するほか、以下の規定に基づき手続きを行う。

- (一) 以下の情況がある場合、税関は輸出増値税払戻し手続きに使用する輸出貨物通関票証明綴りを発行する。

- 1、貨物を国内から物流センターに進入させすでに通関手続きが完了した場合。
- 2、輸出貨物を税関転移（転関）し、発送地の税関が物流センターの主管税関で物流センターに転移貨物が搬入したことを確認した転関領収書をすでに受取った後。
- 3、国内から物流センター内の企業に輸送搬入し自社用の国産機器設備、積降設備、管理設備、検査測定設備などを提供する場合。

(二) 以下の状況がある場合、税関は輸出増値税払戻し手続きに使用する輸出貨物通関票証明綴りを発行しない。

- 1、国内から物流センター内に輸送搬入しセンター内の企業に自社用の生活消耗用品、交通輸送ツールを提供する場合。
- 2、国内から物流センターに輸送搬入しセンター内の企業が自社用の輸入機器設備、積降設備、管理設備、検査測定設備などを提供する場合。
- 3、物流センター間、物流センターと輸出加工区、保税物流パーク、物流センター（A型）と国内貨物入庫環節輸出増値税払戻し政策をすでに実行した輸出管理・監督倉庫などの税関特殊管理・監督区域或いは税関保税管理・監督場所の貨物を往来させる場合。

第三十四条 企業は国家税務総局の関連税収管理に基づき輸出払い戻し税の手続きを行う。国家外貨管理局の関連外貨管理に基づき収支為替の手続きを行う。

第三十五条 以下の貨物は物流センターから国内に進入するとき法に基づき関税と輸入環節税関徴税を免除する。

- (一) 保証期間内において無料修理に使用する関連外国製品、且つ無代価弁償の貨物関連規定に合致する部品
- (二) 国際航行船舶と航空機器に使用する物品材料
- (三) 国家が規定するその他の免税貨物。

第三十六条 物流センターと保税区、輸出加工区、保税物流パーク、物流センター（A型、B型）、保税倉庫と国内貨物の入庫環節輸出増値税払戻し政策をすでに実行した輸出管理・監督倉庫などの税関特殊管理・監督区域或いは税関保税管理・監督場所間の貨物の往来は、関連規定に基づき手続きする。

第三節 センター内企業間の貨物移動

第三十七条 物流センター内の貨物はセンター内の企業間で譲渡、移動を行うことができ関連通関手続きを行う。通関批准を通さず、センター内の企業は勝手に保管貨物を抵当に入れる、質に入れる、留置する、他用に移動する或いはその他の処置をとるなどしてはならない。

第六章 法律責任

第三十八条 保税倉庫保管貨物に保管期間において損壊或いは火災損失が発生した場合、不可抗力を除き、物流センター内企業は法に基づき税関に損壊、火災損失を引き起こした貨物税金を支払うとともに、それに対応する法律責任を負担しなければならない。

第三十九条 本規則規定に違反する場合、税関は『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国税関行政処罰実施条例』に基づき処理する。犯罪である場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第七章 付則

第四十条 本規則は以下の用語の意味を含む。「センター内企業」とは税関の批准を通して物流センターに進入して保税倉庫保管物流業務を展開する企業を指す。「流通性簡単加工と増値サービス」とは、貨物を等級別分類、分解選別、梱包、計量、ユニット梱包、フィルム梱包、マークプリント、ラベルプリント貼付、梱包交換、総合包装などを行う補助性簡単作業の総称を指す。「国際トランスファー貨物」とは、国外から発送し、中継港を通して国際航路の輸送ツールに積み替えた後、継続的に第三国或いはその他の地区の港に輸送する貨物を指す。

第四十一条 本規定は税関総署が責任をもって説明する。

第四十二条 本規定は 2005 年 7 月 1 日より施行する。

- 付属：1. 「保税物流センター（B型）検収合格証書」
2. 「保税物流センター（B型）登記登録証書」
 3. 「保税物流センター（B型）企業設立申請書」
 4. 「保税物流センター（B型）企業登記登録証書」
 5. 保税物流センター（B型）標識